

周知依頼

1 件目

この度、厚生労働省職業安定局雇用保険課より、本会に対し、別添の通り周知の依頼がありました。

育児休業等給付として、子の年齢や養育の状況に応じて、要件を満たす場合に出生時育児休業給付金、育児休業給付金、**出生後休業支援給付金**、**育児時短就業給付金**が支給されます。

出生後休業支援給付金、**育児時短就業給付金**は、令和7年4月1日から創設される給付金です。

▼出生後休業支援給付金のご案内 [PowerPoint プレゼンテーション](#)

▼育児時短就業給付金のご案内 [001394846.pdf](#)

■[育児休業等給付について | 厚生労働省](#)

2 件目

この度、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省職業安定局長、厚生労働省人材開発統括官より、本会会長に対し、別添の通り周知の依頼がありました。

文部科学省及び厚生労働省では、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、

令和7年度においても選考開始期日等の完全遵守、就職機会にむけた格段の配慮について依頼がありました。

つきましては、傘下の会員組合・組合員企業等に対して、

添付のPDF等を用いて、周知していただきますようお願い申し上げます。

※全国統一応募用紙の変更点（履歴書、調査書）につきましては、【別紙】を参照願います。

<https://kinkid-s.jp/news/2025.2.21-2.pdf>

<https://kinkid-s.jp/news/2025.2.21-3.pdf>

3 件目

この度、全国健康保険協会より、本会会長に対し、下記の通り周知の依頼がありました。

協会けんぽの都道府県単位保険料率の変更については、厚生労働大臣への認可申請を経て、本年2月13日付けで認可され、令和7年度保険料率が確定いたしました。

令和7年度保険料率は、都道府県支部別に「引き上げ」「据え置き」「引き下げ」と分かれる

ことから、各都道府県の加入者・事業主の皆様にご理解いただくため、きめ細やかなお知らせをする必要がございます。

つきましては、傘下の会員組合・組合員企業等に対して、
下記の URL 等を用いて、周知していただきますようお願い申し上げます。

▼[令和 7 年度保険料額表（令和 7 年 3 月分から） | 協会けんぽ | 全国健康保険協会](#)

▼[令和 7 年度保険料率のお知らせ | 全国健康保険協会](#)

配信に関するお問い合わせは以下のメールアドレスまでお願いいたします。

=====

全国中小企業団体中央会

労働政策部 岡部

TEL：03-3523-4903

E-mail：roudo-seisaku@mail.chuokai.or.jp

周知依頼（経済産業省より）

本日は各団体における「昭和 100 年」に係る取組の実施についてお願いしたく、ご連絡しました。

2026 年には、昭和元年から起算して満 100 年を迎えます。

現在、国民の約 7 割が昭和以前の生まれ、約 3 割が平成以降の生まれとなっています。

今日の我が国は、少子高齢化の進展、感染症の脅威、地球規模の気候変動やそれに伴う自然災害の激甚化など昭和期とは異なる多くの課題や、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しています。

こうした中、「昭和 100 年」を契機に昭和を顧み、先人の躍動に学び、昭和の記憶を共有することは、平成以降の生まれの世代にとっても新たな発見のきっかけとなり、また、世代を超えた理解・共感を生むとともに、リスクや課題に適切に対処しながら、幸せや生きがいを実感でき、希望あふれる未来を切り拓ひらく機会になります。

さらに、いつの時代にあっても忘れてはならない平和の誓いを継承し、将来にわたる国際社会の安定と繁栄への貢献につなげていく機会になります。

このような観点から、政府では、昨年、12 月関係府省庁連絡会議を官邸にて開催し、「昭

和 100 年」関連施策を積極的に周知広報していく方針を決定しました。

(参考 URL) <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syouwa100nen/index.html>

そこで皆様におかれましても、以下のような「昭和 100 年」に関連する取組の実施をご検討いただけますと幸いです。

- ①関連施設での「昭和 100 年」特集展示
- ②関連施設の特別見学会
- ③紙面等での特集

なお、本取組の内容は、調査・フォローアップさせていただくことを検討しております。取組を行っていただいた場合には、当該調査につきましてもご協力いただけますと幸いです。

「昭和 100 年」関連施策については、来年度、内閣官房にて取りまとめを行う予定です。貴団体におかれましても上記、会員企業の皆様へご周知いただけますと幸いです。お手数おかけいたしますがどうぞよろしくお願いいたします。

=====

経済産業省

商務・サービスグループ 文化創造産業課

加原 麻衣

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

TEL：03-3501-1750（課直通）

=====